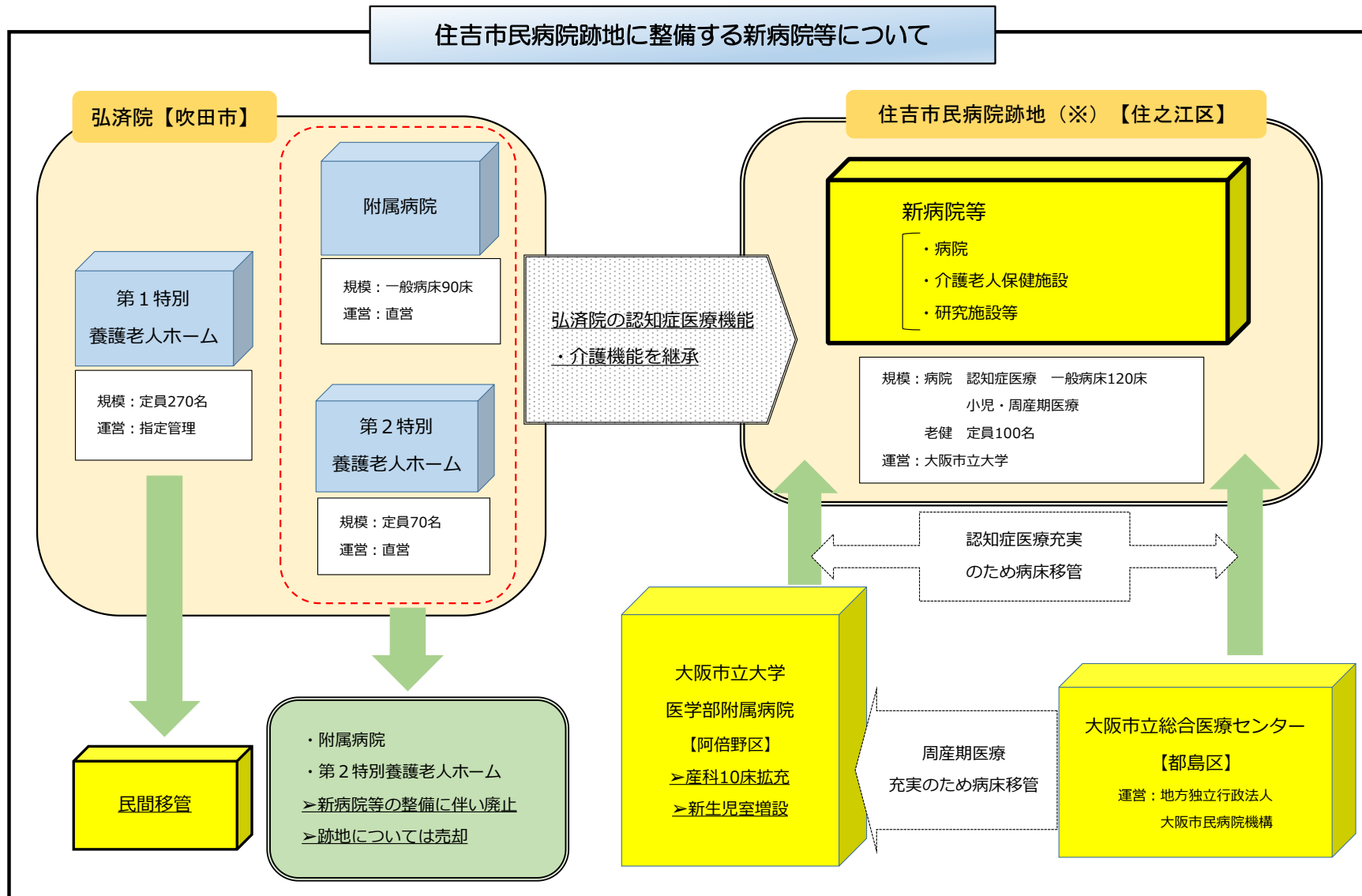

弘済院の今後の方向性の変更について

- 1 新病院等の整備スキーム
- 2 弘済院の今後の方向性について(前回戦略会議からの変更)
- 3 今後のスケジュール(案)

1 新病院等の整備スキーム



※新病院開設までは、大阪市民病院機構が大阪市立住之江診療所を運営。（小児科・産婦人科外来のみ。新病院の整備に伴い小児・周産期棟として転用。）

2 弘済院の今後の方向性について(前回戦略会議からの変更)

施設	前回戦略会議(平成25年12月) 「弘済院の今後の方向性について」	変更内容
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 弘済院が担ってきた認知症専門機能の継承については、地方独立行政法人大阪市民病院機構及びその所管局と連携して、認知症施策を担当する福祉局が責任を持って進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 弘済院が担ってきた認知症医療・介護機能については、住吉市民病院跡地に整備する新病院等へ継承する。 新病院等は、大阪市立大学が運営することを前提に、本市で整備した上で、大阪市立大学に現物出資する。
附属病院	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームと連携を図りながら、認知症医療の機能を継承するため、本市の負担で責任を持って建替えを行い、地方独立行政法人大阪市民病院機構に移行し、移行後も本市の公的関与を継続する。 移行に至るまでの運営については、同機構が関与(指定管理)する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新病院を住吉市民病院跡地に整備する。 附属病院は、新病院の開設まで本市が運営し、開設に伴い廃止する。
第1特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 認知症専門機能の確保や附属病院との連携を前提として、早期の民間移譲について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「指定管理者制度を導入している福祉施設の民間移管について」に則り、早期の民間移管を目指す。
第2特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 施設の収益性に比べて、土地・建物の取得費の負担が大きいことから、土地及び建物は運営事業者への定期借地方式などについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 住吉市民病院跡地に整備する新病院に併設する介護老人保健施設に、第2特別養護老人ホームの機能を継承する。 第2特別養護老人ホームは、新病院等の開設まで本市が運営し、介護老人保健施設の開設に伴い廃止する。
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 廃止する。 	(平成26年度に廃止)
土地活用	<ul style="list-style-type: none"> 附属病院建替えの際の財源確保のために、用地の売却準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備の財源確保のため、用地の売却に向け引き続き取り組む。

3 今後のスケジュール（案）

	2019(平成31)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
新病院等	基本設計	実施設計	建設工事				市立大学による運営
附属病院	引き続き、本市で運営						廃止
第2特養	引き続き、本市で運営						廃止
第1特養	指定管理者による運営	移管の検討	移管法人の選考	民間移管(定期借地方式など)			
土地	売却エリアの確定、売却条件の整理						売却